

文部科学省 科学技術人材育成費補助事業「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」
「地方協奏による世界トップクラスの研究者育成」(HIRAKU-Global)
コンソーシアム規約

2020年7月9日

(名称)

第1条 本規約で設置するコンソーシアムは、「地方協奏による世界トップクラスの研究者育成」(HIRAKU-Global)コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、中国・四国地域などに所在する国公私立大学が相互に連携・協力し、世界でトップクラスの研究者を育成する仕組みを構築することを目的とする。

(事業)

第3条 本コンソーシアムは、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 文部科学省科学技術人材育成費補助事業「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」に選定された「地方協奏による世界トップクラスの研究者育成」に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(構成機関)

第4条 本コンソーシアムは、代表機関、共同実施機関及び連携機関をもって構成機関とする。

- 2 本コンソーシアムの代表機関は広島大学とし、共同実施機関は山口大学、徳島大学及び愛媛大学とする。
- 3 連携機関への加入、脱退については、本規約第7条に規定する運営協議会の承認を必要とする。

(会長及び副会長)

第5条 本コンソーシアムに、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、代表機関における総括責任者(学長)とする。
- 3 副会長は、共同実施機関における機関全体の実施責任者(学長)とする。

第6条 会長は、本コンソーシアムを代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(運営協議会)

第7条 本コンソーシアムに、コンソーシアム全体の管理・運営に関する重要な事項を審議するため、運営協議会を置く。

- 2 運営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(アドバイザーボード)

第8条 本コンソーシアムの事業に対する助言を行い、もって本事業の改善に資するため、アドバイザーボードを置く。

2 アドバイザーボードに関し必要な事項は、別に定める。

(秘密保持)

第9条 構成機関の一員として本事業に関わる者は、本コンソーシアムにおいて知り得た、個人情報及び他の構成機関に関して知り得た秘密について、本コンソーシアムの承認を得ることなく、他へ漏洩してはならない。

(事務局)

第10条 本コンソーシアムに関する事務を処理するため、代表機関に事務局を置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、本コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

附 則

この規約は、2020年7月9日から施行し、2019年11月6日から適用する。